

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月15日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	長崎県
3. 市区町村名	南島原市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.minamishimabara.lg.jp/page6359.html

執行機関名 南島原市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	南島原市福祉医療費の支給に関する条例(平成18年南島原市条例第103号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの(乳幼児)
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		南島原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年南島原市条例第22号)別表第1 第2の項 南島原市福祉医療費の支給に関する条例(平成18年南島原市条例第103号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	南島原市福祉医療費の支給に関する条例(平成18年南島原市条例第103号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やか</u> に生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この条例は、障害者、 <u>乳幼児</u> 、こども、母子家庭における母と子、父子家庭における父と子及び寡婦等に対し、医療費の一部を支給することにより <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		南島原市福祉医療費の支給に関する条例(平成18年南島原市条例第103号) 南島原市福祉医療費の支給に関する条例施行規則(平成18年南島原市規則第67号)